

大腸 ESD における腺腫と早期大腸癌の取り扱いについて

平成 30 年度診療報酬改定で早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術の保険点数が見直され、それに伴った留意事項を以下に記載いたしましたので、お知らせいたします。

－ 大腸 ESD における腺腫と早期大腸癌の取り扱いについて －

- ①大腸 ESD の保険適用病変は『大腸早期悪性腫瘍』であり、術前に内視鏡所見もしくは病理学的に早期大腸癌と診断されて ESD を施行した場合には ESD として算定可能とされている。
- ②一方、術前に腺腫と診断された場合には、大きさ等に関わらず ESD の算定は不可であり、EMR の算定となる。

一般社団法人日本消化器内視鏡学会
薬事・社会保険委員会